



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 55/2015年5月号

発行日：2015年5月14日

5月は、スギ花粉の時期も過ぎ、晴間も多く梅雨に入る手前の大変過ごしやすい月だと思います。しかし朝と日中の寒暖の差が大きいので、服装の調整が難しくなる時期でもあります。服装のアレンジは大変ですが、オシャレをするチャンスと考え楽しみましょう。

I. 最新情報（2015年4月1日～2015年4月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年4月 3日	公開 草案	「税効果会計に関するQ&A」の改正について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成27年度税制改正に係る改正法の公布等を受けて、「税効果会計に関するQ&A」の見直しの検討を行い、一応の取りまとめを終えたため、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 本公開草案の主な内容は、次のとおりです。 (1) 平成27年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）において、法人税法が一部改正され、外国子会社配当益金不算入制度において外国子会社における損金算入される配当が適用対象から除外されたことから、制度改正に対応するためQ12の見直しを行う。 (2) 平成26年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）において、復興特別法人税制度が改正され、復興特別法人税が1年前倒して廃止されることになったため、復興特別法人税に関するQ14を削除する。	—
2015年4月 16日	委員 会報 告	会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成27年4月14日に開催されました常務理事会の承認を受けて、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商	公表日以後に 適用

	<p>実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正について</p>	<p>品会計実務指針」という。)及び「金融商品会計に関するQ&A」(以下「金融商品会計Q&A」という。)の改正を同日付けて公表しましたのでお知らせします。</p> <p>1. 改正の背景</p> <p>企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)において、「ヘッジ会計の限定的な見直し」をテーマとして、ヘッジ関連規定の修正の検討が行われました。その結果、「異なる商品間でのヘッジ取引」及び「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」の二つの論点について対応が必要とされ、当協会に対して金融商品会計実務指針及び金融商品会計Q&Aの改正の検討の依頼がありました。</p> <p>本改正は、当協会における検討の結果、金融商品会計実務指針及び金融商品会計Q&Aの取扱いの明確化を図るために行うものです。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>(1) 金融商品会計実務指針</p> <p>「異なる商品間でのヘッジ」が認められるか否かに関して、他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段とすることができることについて、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び金融商品会計実務指針の取扱いは明確であるとの結論となりました。</p> <p>この取扱いを周知するために金融商品会計実務指針第143項に一文を追加した上で、結論の背景に第314-2項を新設することとしました。</p> <p>(2) 金融商品会計Q&A</p> <p>「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」に関して、金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針において取扱いが明確なケースについては、金融商品会計Q&AにQを新設し、周知すべきであるとの結論となりました。</p> <p>3. 適用について</p> <p>本改正は現行の取扱いを明確化するためのものであるため、公表日以後に適用することとしております。</p>	
--	--	---	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年4月 16日	その他	意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」の公表について	<p>現在、国際会計基準審議会（IASB）や米国会計基準審議会（FASB）をはじめ、世界各国の会計基準設定主体等において財務諸表における開示についての議論が行われております。</p> <p>我が国においても、金融庁・株式会社東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」から2015年3月に「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方 コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が公表されており、この中の基本原則の一つとして「適切な情報開示と透明性の確保」が掲げられております。また、経済産業省が開催する「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」においても、企業と投資家の対話を促進する上で望ましい企業開示の在り方を実現するための対策等の観点から、望ましい企業情報開示の在り方が検討されています。</p> <p>国内外において、企業の情報開示に関する議論が活発に行われている中で、日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、財務諸表の表示・開示についての会計基準を検討する時機が来ているのではないかと考え、我が国における会計基準の必要性の検討を行うこととし、国内外の幅広い観点から、我が国の財務諸表の表示・開示について調査・研究を行って参りました。当協会におけるこれまでの調査・研究の結果及び現時点における当協会の考えについて、会計制度委員会研究資料「我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究」として取りまとめております。</p> <p>当協会は、我が国の財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性について最終的な結論を得るためには、更なる調査・研究が必要であると考えております。こうした観点から、今般、研究資料に記した当協会の考えについて質問項目を整理の上、意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」を公表し、当協会の会員のみならず、財務諸表の作成者や利用者、市場関係者等から広く意見を募集することといたしました。</p>	—
2015年4月 17日	意見	IASB 公開草案「開示に関する取組み（IAS 第7号の修	平成26年12月18日に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「開示に関する取組み（IAS 第7号の修正案）」が公表され、意見が求められました。	—

		正案)」に対する意見	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成 27 年 4 月 17 日付けて提出いたしましたのでお知らせいたします。	
--	--	------------	---	--

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年4月 13日	その他	「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部改訂について	<p>国立大学法人等の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「国立大学法人会計基準」という。）が、平成 27 年 3 月 10 日に改訂されたのを受け、文部科学省及び日本公認会計士協会は、国立大学法人会計基準の実務上の留意点を定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）を改訂いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改訂は、「『企業会計基準第 26 号退職給付に関する会計基準』（改正平成 24 年 5 月 17 日、企業会計基準委員会）及び『企業会計基準適用指針第 25 号退職給付に関する会計基準の適用指針（改正平成 24 年 5 月 17 日、企業会計基準委員会）』（以下「新基準」という。）により、退職給付引当金の計上方法の変更等を内容とする改正が行われ、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降、順次適用することに伴う関係規定の整備等を行うものです。なお、改訂後の実務指針については、平成 27 事業年度から適用されます。</p> <p>最後に、今後も国立大学法人の会計の理論及び実務の進展とともに、実務指針を充実・改善していく予定でありますことを申し添えます。</p>	—
2015年4月 17日	実務指針	「公会計委員会実務指針第 2 号「独立行政法人監査における法規準拠性」、同実務指針第 3 号「独立行政	<p>日本公認会計士協会（公会計委員会）は、平成 27 年 4 月 14 日に開催された常務理事会の承認を受けて、以下の公会計委員会実務指針の改正を行いましたので公表いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公会計委員会実務指針第 2 号「独立行政法人監査における法規準拠性」 ・公会計委員会実務指針第 3 号「独立行政法人監査における経済 	平成 27 年 4 月 1 日から適用

	<p>法人監査における 経済性・効率性 等」、同実務指針 第4号「独立行政 法人における連結 財務諸表監査」、 同実務指針第5号 「独立行政法人監 査における会計監 査人の独立性の保 持の取扱い」、同 実務指針第6号 「国立大学法人等 監査に関する実務 上の留意点」及び 同実務指針第7号 「独立行政法人監 査における監査報 告書の文例」の改 正について」の公 表について</p>	<p>性・効率性等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公会計委員会実務指針第4号「独立行政法人における連結財務諸表監査」 ・公会計委員会実務指針第5号「独立行政法人監査における会計監査人の独立性の保持の取扱い」 ・公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」 ・公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人監査における監査報告書の文例」 <p>本改正は、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（平成27年1月27日改訂）及び「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（平成27年3月10日改訂）が改訂されたことに伴い所要の改訂を行うものです。</p> <p>最後に、今後も独立行政法人及び国立大学法人監査に係る検討の進展に併せて、実務指針を充実・改善していく予定でありますことを申し添えます。</p>	
--	--	---	--

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

特になし

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は、改正会社法及び改正法務省令に関して、監査役等が株主総会に向けて行う手続き等（3月決算法人で5月に定時株主総会の招集手続きが開始される場合を前提とする）の留意事項を解説いたします。

なお、参考資料として、改正会社法及び改正法務省令に対する監査役等の実務対応（公益社団法人日本監査役協会）、日本公認会計士協会機関紙会計・監査ジャーナルを使用し、適宜、加筆及び抜粋を加えています。また、本文中、改正基準等の早期適用を考慮せず、意見にわたる部分は筆者の私見であることを、あらかじめ申し添えます。

1. 責任限定契約対象者の拡大

改正前会社法では、責任限定契約を締結できる者は、社外取締役、社外監査役、会計参与、会計監査人に限定されていましたが、改正後は、監査役等非業務執行役員全般まで拡大されました（会社法第427条第1項）。但し対象者を広げる場合には、定款規定の変更が必要となり、監査役、監査等委員、監査委員全員の同意も必要とされます（会社法第427条第3項、第425条第3項）。

2. 監査等委員会設置会社について

社外取締役の機能を活用するため、改正前から設けられていた監査役（会）設置会社、委員会設置会社（指名委員会等設置会社に名称変更）に加え監査等委員会設置会社が設けられました。もし監査等委員会設置会社を選定した場合、監査役（会）は不要となりますが、定款に監査等委員会設置の定めを置くことが必要となり（会社法第326条第2項）、大会社でなくとも、取締役会及び会計監査人の設置が必須となります（会社法第327条第1項第3号、第5項）。

監査等委員会は、3人以上の監査等委員である取締役で構成され、過半数が社外取締役でなければなりません（会社法第329条第2項、第331条第6項）。また監査等委員である取締役は、会社や子会社の業務執行取締役・使用人又は子会社の会計参与・執行役を兼ねることができません（会社法第331条第3項）。

3. 会計監査人の選任解任等に関する議案の内容の決定

改正会社法において、会計監査人の選任解任等に関する議案の内容は、監査役会が決定することになりました（会社法第344条）。これに合わせ、監査役会は、会計監査人の解任・不再任の方針を再確認（もし**監査役会として**方針を策定していない場合には、会計監査人の解任又は不再任の決定方針を**監査役会として**新規策定します）し、事業報告への記載内容を見直す必要が生じると思われます。

なお再任する場合には、再任することについての監査役会での決議が必要となり、その結果について執行側（取締役会）へ**文書による連絡**が必要と思われます。また再任の場合には、選解任等に関する議案を決定するわけではないので、株主総会参考書類への記載は不要となりますのでご留意下さい。

4. 会計監査人の報酬の同意

会計監査人の報酬については、従来どおり監査役等には同意権のみ付与されています。従って、事業報告へ記本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

載が新たに規定された「報酬に同意した理由」の箇所には、監査役等で行われた報酬同意のプロセスも記載することが想定されますので検討が必要です。

5. 株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という）について

改正会社法では、監査を支える体制や監査役等による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定を充実させるため、以下の事項が追加されました（会社法施行規則第100条）。

- ①企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ②監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ③取締役、その他使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役等に報告するための体制
- ④監査役等に報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑤監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

6. 内部統制システムの基本方針の変更についての取締役会の決議

改正会社法施行規則に合わせ内部統制システムの基本方針の変更について取締役会での決議が必要となりますが、当該改正は、従来ある同条の規定を具体化するものであるため、従前より内部統制システムの整備の決定を適切に行っている会社においては、直ぐに会社法違反になるものではありません。

さて内部統制システムの基本方針の変更に関し、開示の有無が気になります。

会社法上は、以下「7. 内部統制システムの基本方針等の事業報告への記載」で解説するように事業報告で報告すべき事項とされています。

一方金融商品取引法においては、上場会社は自社の財務報告に関連する内部統制の有効性を評価することとなっている（J-SOX）ため、投資家保護の観点から当該変更事項に関し証券取引所から会社に対し適時開示等の方法で開示が求められることとなります。

7. 内部統制システムの基本方針等の事業報告への記載

改正会社法施行規則（第118条第2号）により内部統制システムについて、基本方針等の当該体制の整備に関する決定の内容の概要に加えて、運用状況の概要について事業報告への記載が求められました。

＜基本方針等の当該体制の整備に関する決定の内容の概要＞

記載の方法として、下記2通りの考え方があります。

- ①事業年度中に存在した基本方針を記載する考え方
- ②事業報告の作成時点で存在する基本方針を記載する考え方

3月以降に内部統制システムの基本方針について変更を行った場合には、①の考えでは、変更前の基本方針の内容の概要を記載しつつ、変更の重要性に応じ後発事象として変更の内容を記載することとなります。一方②の考えでは、変更後の基本方針の内容の概要を記載することとなります。

<当該体制の運用状況の概要>

各社の状況に応じた合理的な記載をすることで足りませんが、客観的な運用状況を意味するものであり、運用状況の評価の記載を求めるものではありません。なお改正会社法の施行日である平成27年5月1日を含む事業年度に係る事業報告については、施行日以後の運用状況に限って記載すれば足りるとしてあります（改正省令附則第2条第7項）。従って3月決算会社では、**平成28年6月の定時株主総会に係る事業報告**に平成27年5月1日以降の運用状況の概要を記載することになります。

8. 企業集団における内部統制システムについて

株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の内容に「企業集団における業務の適正を確保するための体制」が含まれる旨が改正会社法で定められました。例示として法務省令に以下の内容が定められています。

- ①子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703